

報告事項

平成20年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成20年度事業報告

第1 はじめに

当法人は、平成20年度を終え、会員数が4,702名に達することとなった。しかし、本年度は当法人会員による複数の不祥事が発生し、それへの対応と再発防止策の策定に多くの時間を費やすことにもなった。平成21年2月8日には会員除名のために臨時総会を開催することにもなった。この場をお借りし、改めて被害者のご親族の方々、そして成年後見制度に信頼を寄せるすべての方々に深くお詫びいたします。

当法人会員の法定後見人就任件数（監督人就任を除く）と任意後見人及び任意代理人就任件数は7,000件を超えている。今後不祥事を起こさないために、会員の倫理の向上、そして実効的な会員指導をどのように行うのが最大の課題となり、常任理事会、理事会、業務審査委員会、そして全国支部長会及び各ブロックにおける支部本部連絡会において議論がなされた（なお、次年度はこれらの議論をもとに策定された再発防止策を事業計画に反映させることになる）。

本年度は、成年後見制度に関わる新しい提案をした年ともなった。「あるべき市民後見人を考える」をテーマにしたシンポジウムを、日本司法書士会連合会（以下、日司連という。）と共に開催し、盛況をみた。成年後見制度の受け皿の不足が現実化する中、親族後見人でもなく、専門職後見人でもなく、第三の後見人とも表現される「市民後見人」をどうやって育成し、支援指導していくのかにつき、いくつかの具体的提案を行うことにもなった。このシンポジウムが契機となり、成年後見制度の新しい潮流がはじまることを、われわれは期待したい。

また本年度は「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に関する改正の意見書を、日司連と共同し作成した。高齢者虐待防止法は人権擁護・権利擁護の要となる法律の一つであり、当法人の会員はここに成年後見制度を通じて積極的に関与し、人権擁護・権利擁護に努めることを目標とすべく、法律実務家としての視点から改正の意見書を作成し、公表した。

その他、困難事案とされる法人後見業務や、成年後見制度の普及と啓発のための様々な公益事業を、これまでと同様に遂行した。

第2 平成20年度事業執行状況

1. 研修及び執務支援の充実

設立以来当法人の2本柱である「研修」と「執務支援」は、後見人を養成・推薦し指導を行う当法人にとって重要な要素である。

研修については、会員による不祥事発生の問題があり、特に倫理研修に力を注ぐことになった。また困難事例が増加しているため、被後見人・親族等から会員や事務局が受ける業務妨害等への対応研修も本部において実施し、そのDVDを全国の支部に配布した。

2．入会促進と名簿登載促進

専門職後見人の需要が高まっており、当法人としては従前より会員数5,000名を目標に掲げ、新人司法書士に対し、日司連の中央新人研修・各ブロック研修・各司法書士会研修に成年後見制度に関する項目を入れてもらうよう働きかけ、かつ様々な機会に入会を呼びかけてきた。その結果、会員数は4,702名となった。また、後見人等候補者名簿への登載会員は2,986人となった。なお、会員数の推移詳細は、事業報告書別紙(1)「平成20年度正会員数推移表」記載のとおりであり、名簿登載者の詳細は、事業報告別紙(2)「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載者数一覧」記載のとおりである。

3．公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連法は平成20年12月1日に施行された。当法人としては「公益社団法人」を目指し、会員より広くご意見をいただきながら、定款・諸規則及び財政・会計システム全般にわたる検討を行った。

4．支部本部間の情報交換の活発化と支部活動支援

当法人は、会員の活動が公益の源泉であると認識している。その会員と直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで、一丸となった公益活動の展開が可能となる。この認識のもと、支部で行うメニュー事業への助成（ブロック会議（支部運営、会員執務支援等の協議会を通して支部における運営等の活性化を図る。）

支部本部連絡会議（本部と支部が当面する課題につき意見情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。） 支部への情報発信（会員通信の毎月1回発信、支部長間メールの活用）等を行った。なお、詳しくは後記に記載した。

5．日司連との連携

本年度は、「成年後見相談会」「あるべき市民後見人を考えるシンポジウム」を共同開催した。また高齢者虐待防止法に関する改正の意見書を共同で作成した。更に「後見事務に関する問題事例集」も共同での作成作業が進められることにもなった。本年度は日司連と当法人が共通の視点にたち、共同事業がより進捗した年となった。

6．高齢者虐待防止・養護者支援活動への対応

本年度は、「高齢者・障害者等虐待防止委員会」を新設し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援及び市町村・地域包括支援センター等地域の関係機関との連携に関する新たな活動を開始した。

具体的には、高齢者虐待の防止に関して、日司連の後見制度等推進委員会及び地域連携対策部とともに法改正に対する意見書の作成作業を行うとともに、地域包括支援センター・虐待防止ネットワーク連携会議等への対応等に関して、各支部における高齢者虐待対応の現状の調査を行い、地域包括支援センターの「権利擁護研修会」等への講師派遣、「運営協議会」「地域包括ケア会議」「高齢者虐待防止ネットワーク」等への組織員派遣の支援協力の実施を検討した。

7．あるべき「市民後見人」の養成に向けた提言や市町村等との連携

平成19年度は、親族以外の第三者が成年後見人等に選任された割合が28%となり、専門職後見人である司法書士（当法人会員4,688名）弁護士（候補者登録数約3,000名）社会福祉士（ばあとなあ名簿登録者数約3,000名）の候補者合計は1万名強と、一人で複数事案を受任したとしても今後必要とされる第三者成年後見人等の数に明らかに不足する現状にある。

当法人では本年度、あるべき「市民後見人」を考えるシンポジウムを開催し、提言等を行った。

第3 各事業に関する報告

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援に関する事業

(1) 会員執務の支援及び管理

業務報告書の調査方法の確立

7つの執務管理事務委譲支部と東京支部を除く42支部の報告書につき、執務管理委員会の19名の委員で概ね3ヶ月に2回のペースで調査を行ったが、事件数が増大したため12月13日(土)に集中調査を実施した。3ヶ月毎に支部より新たな報告書が提出され報告書全体の調査状況の把握が困難であるため、報告書調査に関する全体の完了状況の把握ができるような新たな業務報告書受付管理簿の作成を検討し案は作成できたが、この間に提出頻度や提出時期の変更が予定されたため決定するには至らなかった。

報告書による会員に対する支援・指導システムの確立

ア 業務報告書の記載に関する会員に対する研修及び支援

業務報告書に関する研修会等については奈良、沖縄、えひめの3支部に講師を派遣した。会員支援を目的とした「支部への相談事項や支援要請事項」に関する記載欄が活用されていないため、報告書とは切り離し新たに別途会員が直接本部に対し相談や支援を要請できる「業務相談支援・相談依頼書」を作成し、平成21年度7月以降の使用を予定している。

イ 執務管理に関する支部に対する支援

支部における執務管理事務に関するアンケートにより、執務管理に関する事務体制が十分にできていないと思われる支部が20支部程度あると考えられたが、支部からの支援要請はなかった。

「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲」を決定した支部に対する執務管理事務の実施状況等の調査

平成19年3月末に執務管理事務の委譲を決定した熊本、岡山県、ながの、群馬の4支部に対し、業務報告書受付管理簿による報告書提出状況や定率会費の納付状況が事件毎に適切に管理できているか否か等執務管理事務の実施状況等を調査した。

業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲の実施・拡大

平成20年度中に会員の不祥事が発生し、再発防止対策ならびに会員に対する懲戒処分等の臨時総会開催等準備のため支部に対する執務管理事務の委譲を実施できなかった。将来における業務報告書のあり方並びに業務報告書の管理・調査方法等に関する検討

将来における業務報告書のあり方については検討に至らなかったが、業務報告書の提出頻度については法定後見に関し6ヶ月に1回への変更を全国支部長会議や支部本部連絡会議において提案し、不祥事の再発防止と逆行するとの意見もあったが、全体としては承認を受けた。

後見事務遂行に関する情報提供及び後見事務・倫理等研修会に対する講師派遣

日司連との合同で進めている「後見事務の問題事例集」検討会議にメンバーとして参加するとともに、岡山、大阪、石川、東京、兵庫の支部の倫理研修会に講師を派遣した。

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

ア 開催した会議

- ・平成20年4月3日(木) 午後3時30分から6時 第5回業務相談委員会
- ・平成20年6月6日(金) 午後3時30分から6時 第6回業務相談委員会

- ・平成 20 年 8 月 1 日（木） 午後 3 時 30 分から 6 時 第 1 回業務相談委員会
- ・平成 20 年 10 月 10 日（金）午後 3 時 30 分から 6 時 第 2 回業務相談委員会
- ・平成 20 年 12 月 2 日（火）午後 3 時 30 分から 6 時 第 3 回業務相談委員会
- ・平成 21 年 2 月 3 日（火） 午後 1 時から 5 時
第 1 回後見事務に関する問題事例作成合同会議
- ・平成 21 年 3 月 16 日（月） 午後 1 時から 4 時 30 分
第 1 回後見事務に関する問題事例作成合同会議

イ 活動方針

当法人の第 9 回通常総会で承認された事業計画のとおり下記活動方針に基づいて事業を遂行した。

- a 日々の後見業務で生じる判断、対応または処理に迷う事案について、法的解釈を加えた上で整理・検討し、一応の結論または方向性を提示する。
- b 会員の執務に役立つと思われる困難事例等を集積し、情報として提供する。
- c 業務審査委員会への提出資料を整理・検討する。

ウ 主な活動内容

- a F A Q 及び困難事案等の検討
各地のブロック会議及び各支部から情報の提供を受けた事例を参考として、次のとおりの課題を検討することとした。
後見人が被後見人に代わって本人の親族の後見開始申立てをすることの可否
被後見人やその親族が後見人に通帳を引渡してくれない場合の対応
被後見人の郵便物の転送及び管理について
株主たる被後見人の権利を後見人が代理行使することについて
後見人による被後見人の扶養義務の履行について
- b 検討結果の報告
上記 a - 、 、 について当委員会にて最終検討し、当委員会の見解として当法人常任理事会へ報告した。
- c 後見事務に関する問題事例作成合同会議への参加
日司連「後見制度等推進委員会」の提案に基づき、後見人の倫理問題を中心とした問題事例集の作成について合同会議を設置することとし、同会議に参加した。
- d 支部会員からの個別相談事案についての回答
奈良支部及び大阪支部の会員からの個別相談事案につき、当委員会メールにより検討し、各会員に個別に回答した。

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

平成 20 年度における法人後見受託件数は、新規受託件数が 18 件、終了件数が 11 件で、継続受託件数としては、約 200 件弱となった。

法定後見案件については、困難・暴力事案等、特に法人で受託する必要性がある事件について、受任した。

任意後見案件では、同一施設の居住者に対して統一執務体制を希望する施設側からの要望により、有料老人ホーム入居者を主として受託しているのも従来どおりである。

困難・暴力案件の法定後見案件を法人で受託することは、事務担当者の安全を確保するという意味で大きなメリットがあり、又、有料老人ホーム入居者を対象に任意後見を受任することは、契約の継続性、信頼性の点からも要請が多い。

その他、法人後見で受託する必要があるとする要請も増加傾向にあることから、社会の期待に可能な限り応えていく必要がある。

・法人後見システムの確立

法人後見システムの確立については、以下のとおり行った。

重要事項等の意思決定機能の支部委譲・・・全国で5支部（パイロット支部）について、本部意思決定機能の一部を支部に試行委譲している。今年度で2年目を迎え、本格的に始動できるかの最終検証をする。

法定後見における法人後見ハンドブックの2回目の改訂を行った。

法人後見事務担当者の報酬助成金申請ガイドラインを策定した。

危機管理体制の強化・・・事務担当者を含む法人後見受託関係者からの問い合わせ等に対し、迅速正確な対応をするため、事務局と事務担当者、担当本部委員との連絡システムを再確認した。

本部委員間の意思疎通の強化・・・メール会議、本部会議における事例検討において、各委員の意見を抽出し、早期に結論を出すよう務めた。

本部から支部に対する指示事項の理解、遵守を徹底するため、本部から複数の委員を当該支部に対して派遣した。

・本部・支部間の意思疎通を基礎とする関係強化

本部・支部間の合同会議の開催・・・個別案件については合同会議を行えた支部があったが、総合的法人後見システムの確認はできていない。これからの課題である。

支部からの問合せに対しては支部担当委員の迅速な対応を目指し実践した。

支部委譲におけるパイロット支部に関し、1年間の試行期間の体制と運用を検討した結果、試行期間を1年間延長した。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H21.3.31）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	52	15	37
	保佐人	14	4	10
	補助人	1	1	0
	任意後見監督人	51	23	28
	成年後見監督人	87	55	32
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	見守り契約	46	5	41
	任意代理(財産管理)契約	69	11	58
	-上記契約のうち、業務遂行のもの	0	0	0
	任意後見契約	70	9	61
	-上記契約のうち、業務遂行のもの	2	0	2
死後事務委任契約	33	2	31	
任意代理契約〔監督者〕	259	11	248	

(3) 個人情報保護システムの整備

前年度に実施した個人情報保護に関するアンケート結果を分析し、当法人が取り扱う個人情報保護に関する具体的ルール（個人情報保護運用マニュアル）の周知・徹底を各支部に要請した。

(4) 研修等バックアップ体制の充実

本年度に発生した当法人会員による不祥事について、研修委員会においても、研修カリキュラムを含めた研修のあり方について真摯な問題として受け止め、研修規程等をあらためて見直している。

不祥事発生前にアンケートを実施しているが、回答のあった支部の半数で、倫理研修、もしくは、ゼミナール形式による事例検討研修の必要性を認識していたことを踏まえ、名簿新規登載、更新時に倫理や問題事例に関する研修の必修化を追加した研修規程等改正案を提出することを決めた。

具体的には、研修実施要綱別紙カリキュラム表中A必修科目に「d3100 倫理・問題事例関係分野」を新規追加し、この分野の研修履修を各名簿新規登載時、各名簿登載更新時のいずれにおいても必修とする。なお、この分野の研修の方法としては、新人向け研修（各名簿新規登載研修）は講義形式を中心に、既存会員向け研修（各名簿登載更新研修）はゼミナール形式による事例検討形式を中心によって行われるのが適当と思われる旨、研修の手引きでまとめることとした。

「法定後見ハンドブック（改訂版）」を総会資料とともに配布し、「任意後見ハンドブック」の見直しをなした。この書籍は、研修の共通補助教材として発行したものであるが、執務をするうえで、基本書として活用されているとの意見もありうれしく思われる。

なお、本年度は諸般の事情により、「後見監督ハンドブック」の検討までは着手することはできなかった。

本部主催の研修会としては、日司連と共催で21年1月に『「あるべき市民後見人」を考える』シンポジウムを開催した。

最高裁判所事務総局家庭局の小田正二第一課長の基調講演、東京家庭裁判所の草野判事、筑波大学の上山准教授、品川区社会福祉協議会成年後見センターの斉藤室長を迎えての市民後見人のシンポジウムは、時宜にかなった、密度の濃いものであった。講演及びシンポジウムについては、各支部にDVDとして送付させていただいたので、ぜひごらんいただきたい。

また、ブロック研修については、予定したほど助成の申請が多くなかったが、ブロック研修であるから、1箇所ですべてまとめるべきではないと考える必要はなく、ブロックでの特性を加味して複数地域で行う、あるいは、複数回行うなど、柔軟に計画を立てていただき、ぜひ、助成を申請していただきたい。

ブロック研修の成果は、各支部に配布させていただいたが、北海道ブロックの医療同意に関する研修や中部ブロックの当事者の声を聞ける研修など、各支部でも参考になる研修など、ブロックの成果を、是非全国に発信していただきたい。

(5) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）の委任を受けて、当法人総務部門が募集案内と助成金給付申請の受付事務を行うとともに、当法人ホームページ上で助成基金に対する寄付の呼びかけを行った。

平成20年度（第8回募集）においては、司法書士、社会福祉士らに対し合計61件、

総額 850万5000円の助成金が支給された。また、平成20年9月末現在の基金信託財産額は1億9420万4853円と堅調に推移した。

(6) 業務審査委員会

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議した。なお、本委員会については、定期的に会議を開催した。

2. 組織運営に関する事業

(1) 公益法人の認定に向けた組織財政整備の検討

公益法人改革関連法の平成20年12月1日施行を受け、新法への適合、公益認定要件の検討、公益認定申請準備、の3つの作業分担に従い、それぞれ組織・財政全般にわたる検討を行った。

その結果、定款・規則上の課題を抽出するとともに、総務委員会の協力を得て、定款変更案の検討作業を行った。また、公益法人会計に対応した財務体制を本部支部一体となって安定的に構築するために、財務委員会とも連携してより信頼性の高い会計ソフトの全支部への導入の必要性を認識した。

これらの検討を加える中で、当法人が公益性の認定を受けた後もより高い公益性を維持発展させていくためには、会員全員の意識についてもまたより高い公益性に対する認識が必要となることから、拙速にならぬよう平成21年度においては、会員、支部、ブロック等への十分な説明を通じて法人全体のコンセンサスを醸成し、平成22年度の通常総会においてあらためて定款等の改正を行ったほうがよいとの結論を得た。

(2) 支部本部間の情報交換の活発化と支部活動支援

平成20年度は、これまでのメニュー事業「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」に加えて、「成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業」に対しても助成をすることになった。メニュー事業の詳細については、後記4に記載した。

「ブロック会議」の開催

全国全ての支部の活性化をめざして、支部運営や会員に対する執務支援体制やその方法等の情報交換、支部間の交流を図るため、本年度も定期的なブロック会議を開催した。本年度は第1回ブロック会議として8ブロックすべてにおいて平成20年7月から10月までに開催され、第2回ブロック会議は関東ブロックを除く7ブロックにおいて平成21年1月から3月までに開催された。

ブロック会議においては、医療行為の同意について現状報告、成年後見制度利用支援事業への対応について、公益法人制度改革への対応について、会員不祥事の再発防止について、その他、支部において困っている事項等について意見交換がなされた。

「支部本部連絡会議」

例年同様、次年度の支部交付金の交付予定額が伝達されたことと、今年度は特に会員不祥事に関わる再発防止策、公益法人改革への対応を中心に活発な議論がされることになった。

支部への情報発信

毎月20日前後に「会員通信」の発信を行った。時宜を得た臨時号も発信した。

支部への助成

平成20年度は札幌支部、群馬支部、山口支部に会員数に応じた相当額を助成した。

(3) 当法人ウェブサイトの管理と再構成

従来のウェブサイトのメンテナンスを行ったほか、サイトのリニューアル作業を行った。

(4) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

会員向け定期発行しているEメールによる「会員通信」は、臨時増刊号も含め今年度は計15回発行した(VOL. 95~VOL. 109)。その内容は、当法人ウェブサイト(<http://www.legal-support.or.jp/>)をご参照願いたい。

また、日司連発行の「月報司法書士」等には継続して投稿を行い、当法人の活動や各種情報の伝達、入会の促進を行った。詳細は、以下のとおり。

《月報司法書士》への投稿

- 平成20年4月号 「ドイツにおける成年後見制度」
理事長 芳賀 裕
- 平成20年5月号 「地域に根ざすリーガルサポートの原点に戻って! ~大阪での通常総会&研究大会開催に向けて~」
常任理事 名倉 勇一郎
- 平成20年6月号 「『高齢者虐待防止シンポジウム』が示唆するもの」
副理事長 前田 稔
- 平成20年7月号 「リーガルサポートの役割と市民後見人の養成」
東京支部支部長 矢頭 範之
- 平成20年8月号 「第1回研究大会」
常任理事 木村 一美
- 平成20年9月号 「『成年後見関係事件の概況』を読む」
理事 大塚 昭男
- 平成20年10月号 「来たれ成年後見人を志す司法書士」
理事長 芳賀 裕
- 平成20年11月号 「地域包括支援センターと、福岡県司法書士会・リーガルサポート福岡支部の取り組み」
福岡支部支部長 吉塚 正治
- 平成20年12月号 「公益法人制度改革への取り組み~定款変更案の検討項目」
総務担当常任理事 杉山 春雄
- 平成21年1月号 「リーガルサポートの今年前半の主な事業」
専務理事 松井 秀樹
- 平成21年2月号 「『公益信託 成年後見助成基金』の現状と成年後見費用助成等制度」
副理事長 望月 真由美
- 平成21年3月号 「成年後見制度シンポジウム『あるべき』市民後見人を考える」
広報 武藤 進、 広報 清水 敏晶

(5) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

当法人の事業規模拡大に伴って事務局が処理する事務量は年々増加しており、これに対応するため、事務局運営の効率化、スリム化を一層促進し、事務局体制の充実・整備に努めた。

本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議やブロック会議の開催により、本部と支部における現状と課題、不祥事再発防止策、公益認定に向けた方向性、会員執務をめぐる状況等についての認識を

共通にし、本部と支部あるいはブロックの連携、連絡体制の強化に努めた。支部本部連絡会議の詳細については、事業報告別紙(13)「平成20年度支部本部連絡会議開催状況」参照。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

当法人はわが国最大の専門職後見人の養成・供給団体として、家庭裁判所を始め各方面から高い評価を得ているところであるが、その期待に応えて良質な人材を十全に供給するため、日司連を通じて各単位会に入会促進の依頼と成年後見制度への取り組み強化を要請し、あわせて入会ガイダンスの開催も呼びかけた。

その結果、本年度、正会員数が323名(うち司法書士法人は4法人)増加し、総会員数は4,702名(うち司法書士法人は24法人)名簿登載会員数も延べ3,074名(うち司法書士法人は18法人)となった。

賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同して財政面を支援する賛助会員及び財政基盤の強化を図るための寄付金募集を呼びかけたが、関係者との利益相反の問題、近時の経済情勢の影響などもあって思うような結果につながらなかった。

定款、諸規則・諸規程の整備

公益法人への移行に向けて、新制度に適合した定款変更原案の作成、新公益法人制度で要求される内部統制に準拠した役員報酬規則等の策定に取り組んだ。

また、当法人組織の拡充・整備及び不祥事再発防止策の一環として、各種規則・規程の一部改正案を取りまとめた。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿を管理し、かつ、後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

包括補償保険制度の検討

包括保障保険制度を構成する身元信用保険の見直しを中心に、後見事務遂行中に後見人等自身が受傷等した場合を補償する損害保険の導入、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする新保険商品の開発等につき保険会社と協議したが、一定の結論が出るまでには至らず、引き続き検討していくこととなった。

本部支部の統一的会計処理体制の確立

ネットde会計によるインターネットを利用した本部支部の統一的会計処理システムの完全実施を目指したが、公益認定基準の1つである「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」があるといえるためには、新・新公益法人会計基準に従った会計処理を行う必要があり、ネットde会計による会計処理システムでは対応が困難であることが明らかとなった。そのため、新・新公益法人会計基準に対応した本部支部の統一的会計処理システムの導入についての検討を行うことに方針を転換した。その結果、多くの公益法人で利用されているP C A公益法人会計V.10が、新・新公益法人会計基準に対応したことから、このソフトを使った本部支部の統一的会計処理システム(SaaS形式)の導入に向けて検討を重ねた。

効果的財務体制の確立

各支部からの会計処理に関する質問・問題等を検討し、支部における適切な会計処理に資すべく努めた。また、公益認定を踏まえ、公益性の高い健全な財務会計体制を確立すべく、会計処理における公益目的事業区分を検討し、一応の結論をみた。すなわち、第1に「会員執務管理支援事業」、第2に「法人後見・法人後見監督事業」、第3に「成年後見普及啓発事業」である。そして、これらの3事業のなかに既存の具体的事業を振り分ける作業、及び、3事業ごとの勘定科目の設定や公益事業・管理事業に共通する費

用の配賦基準等の作成を行ったが、確定するまでには至っておらず、引き続き検討を行っていくこととなった。

(6) 紛議調査委員会

理事長の指示を受け、第10回臨時総会に付議した除名事案について、執務管理委員会とともに当該会員に対する事情聴取を行った。

3. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

毎年開催している全国一斉無料成年後見相談会を本年度も日司連と共催し、各支部の実情に併せて開催した。(詳細は事業報告別紙〔10〕「平成20年度全国一斉無料成年後見相談会報告書」参照)

(2) 小冊子等の発刊・増刷

法定後見版の三つ折りリーフレットを作成配布した。また、必要に応じ各種小冊子の増刷を行った。(詳細は事業報告別紙〔11〕「小冊子配布数」参照)

(3) 書籍等の発刊

「成年後見教室」について

懸案となっている「成年後見教室」を新企画に改め「成年後見教室・実務実践編」(仮称)「成年後見教室・課題検討編」(仮称)とし、本年度は発刊のための最終校正の段階で終了した(平成21年度早々に発刊となる予定である)。

「はじめての成年後見～後見人の心得お教えします～」について

成年後見人として活動する方が遭遇する様々な疑問等についてわかりやすく解説した内容で、親族向け養成講座のテキストとしての利用も視野に入れた書籍として平成21年2月に発刊した(6000部)。

(4) 成年後見制度普及フォーラムの実施

当法人とNHK厚生文化事業団主催によるNHKハート・フォーラム「あなたの頼れる味方～成年後見」を、平成20年7月26日に静岡市の「しずぎんホール ユーフォニア」において開催した。成年後見制度を学ぼうとされている260名の方々が集まり、盛会となった。

(5) 全国自治体アンケートの実施

通常総会における要望を受け、「全国市区町村自治体・地域支援事業実施に関する実態調査へのご協力をお願い(権利擁護業務・成年後見制度利用支援事業を中心に)」としてアンケートを実施した。発信数は1,972の全国すべての市区町村に行い、回答数は724自治体であった。

4. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

(1) 「親族向け成年後見人養成講座」の開催

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

(3) 成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業の推進

「親族向け後見人養成講座」、「遺言と成年後見制度に関する説明会」のみならず、各支部において工夫された「成年後見制度」の普及に関する事業も開催され、市民に対する直

接の講座等だけでなく、行政や福祉団体との連携を図った活動により、実質的な成年後見の社会化に関してのさらなる活性化が図られたものと思われる。

成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業として、下記の事業が執行された。

- | | | |
|------------------------|------|--------|
| 1．親族向け成年後見人養成講座 | 14支部 | 述べ29会場 |
| 2．遺言と成年後見制度に関する説明会 | 21支部 | 述べ75会場 |
| 3．成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業 | 10支部 | 延べ23会場 |

このうち、3．については本年度から事業として行われているものであり、1や2の枠にとらわれないものとして、各支部におけるアイデア事業をバックアップするという意図のもとに事業化したものである。

各地の支部独自の企画としては、任意後見説明会の開催、地元の特別養護老人ホームにて、「遺言と成年後見制度」と「任意後見制度」について、それぞれ1時間ずつの説明会の開催、地域包括支援センターとの共催で、セミナー形式で成年後見利用の事例検討会の開催、「成年後見制度と権利擁護」と題して、第1部に学者の講義、第2部に落語家の噺として企画開催されたものなどがあつた。

上記3事業の開催状況は、事業報告別紙〔14〕～〔16〕「親族向け後見人養成講座開催報告書」、「遺言と成年後見制度に関する説明会開催報告書」、「支部独自成年後見制度普及説明会報告書」記載のとおりである。

また、今後の事業活動に資するため、各支部に対して、支部メニュー事業と業務研究支援に関するアンケート調査を行い、支部本部連絡会議において結果を報告した。

(4) 「高齢者・障害者等虐待防止委員会」の新設

当法人では、一昨年、日司連との共催により「高齢者虐待防止シンポジウム」を開催し、各関係者等からご意見・情報等をいただき、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等に具体的に対応する態勢作りを急がなければならないとの認識を強くし、さらに平成20年6月には、第1回研究大会第1分科会「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」を開催し、高齢者虐待防止法と成年後見制度の現状について議論をした。これらの活動をうけて、本年度は、新たに「高齢者・障害者等虐待防止委員会」を新設し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援及び市町村・地域包括支援センター等地域の関係機関との連携に関する新たな活動を開始した。

まず、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）は、その附則において、法律の施行（平成18年4月1日）後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするため、高齢者・障害者等虐待防止委員会では、日司連の後見制度等推進委員会及び地域連携対策部（地域包括支援センター等との連携対策部署）との合同会議を組成し、高齢者虐待防止法改正に対する意見書の作成作業を行った。完成後各関係機関に提出した意見書においては、高齢者、自己放任（セルフネグレクト）、医療施設従事者等の用語の定義、国・都道府県・市区町村の責務・役割の明確化及び体制の整備、通報義務、立入調査権、面会制限等の具体的要件、成年後見制度の利用促進と経済的負担軽減措置等、幅広い分野にわたり意見・改善案を掲げ、同法がより実質的に機能すべく積極的な提言を行った。

また、同委員会では、上記意見書の作成作業と並行して、地域包括支援センター・虐待防止ネットワーク連携会議等への対応等、各支部における高齢者虐待対応の現状の調査を行った。この調査の結果は、平成21年度中には一定の整理をして今後の各支部の具体的な活動に役立てていただく情報として提供する予定である。

(5) あるべき「市民後見人」の養成に向けた提言や市町村等との連携

東京都をはじめいくつかの地方自治体では、親族、専門職に次ぐ第三の担い手として市民後見人の養成を検討し、実施している。当法人が、全国における市民後見人等の現状を把握するため、平成20年10月16日付で全国50支部に対してアンケート調査を実施した。その調査報告によれば、自治体等の養成事業は、13支部が「ある」と回答し、自治体以外の養成事業については、9支部が「ある」と回答した。また当該支部の関与についても、企画への参画、養成研修講師派遣、アドバイザー等様々な形態で具体的に支援し連携をしている。

また当法人は、平成20年1月25日にシンポジウム「あるべき市民後見人を考える」を日司連と共に開催し、「あるべき市民後見人像」とその養成・供給・監督態勢づくりに関する具体的提言を行った。その提言を各市町村等で実施に向け活用できるように連携を進めている。

(6) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

これまでに構築してきた各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会、各地の高齢者虐待防止ネットワーク等に積極的に関わっていくことにより、高齢者・障害者等の権利擁護がさらに推進するよう努めた。

なかでも、各地の家庭裁判所、信託銀行設立の研究財団であるトラスト60の研究委員会、厚生労働省の認知症コールセンターの設置に関するマニュアル検討委員会、(財)公益法人協会の評議員及び法制対策委員会の委員会、各地の地域包括支援センターの運営委員会などへの委員派遣、日本成年後見法学会との交流、日本社会福祉士会への講師派遣、有限責任中間法人多摩南部成年後見センターへの委員派遣、明治学院大学への講師派遣、などを行った。

(7) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会、社会福祉協議会等の各種団体や学校、自治体からの研修講師等の派遣要請、成年後見法学会、九州法学会からのパネラー等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部会員を派遣したところである。なお、社会福祉士会がおこなっている専門職成年後見人養成講座の問題作成、添削等も研修委員会のメンバーを中心に行っている。

5. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 成年後見制度の改善検討等

「医療行為の同意検討委員会」

医的侵襲行為の同意権については、単に後見にかかる問題ではなく、親族による同意の問題、未成年の親権者・未成年後見人による同意の問題でもある。本年度は、会員の意見、法学者、医療研究者との意見交換などを踏まえて、全体の方向性を確認するとともに、具体的な提言を検討した。

信託業法改正への対応

信託業法改正は先延ばしになった模様であるため、特段の対応はしなかった。

(2) 日本成年後見法学会の活動支援

当法人は、日本成年後見法学会に対して、継続して役員や委員を派遣するなどの支援の他、以下の支援を行った。

NHKハート・フォーラムの企画・運営

当法人は、平成17年から4年にわたり、毎年、NHK厚生文化事業団とともにNHKハート・フォーラム「あなたの頼れる味方～成年後見」を主催し、同フォーラムの企画・運営を実質的に行ってきたが、同フォーラムは、より広い視野に立って成年後見制度およびその活用事例の紹介をする機会としたいとのNHK厚生文化事業団の意向により、平成21年度からは、日本成年後見法学会とNHK厚生文化事業団が主催し、当法人のほか、法テラス、税理士会、弁護士会、社会福祉士会等が後援する事業という形で開催されることとなった。

当法人としては、同フォーラムの開催に関するノウハウを積極的に学会に提供すべく、平成21年度と同フォーラムの企画・運営を従前と同様に実質的に行い、学会の活動を支援した。

平成22年10月開催予定の成年後見法世界会議に向けて、実行委員を派遣するとともに、平成20年11月12日から17日迄カナダのバンクーバーで開催されたIGN国際成年後見法学会に参加し、準備と交流に努めた。

(3)「実践 成年後見」誌等の企画等

「実践 成年後見」は、本年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会と協力して、下記のとおり「実践 成年後見」誌発刊の企画事業を完遂した。また、全国を8ブロックに分割し、各ブロックからブロック企画委員を募集し、事例探求の拡大、組織化を図った。

事業：次の特集を中心に「実践成年後見」第25号～第29号を次のとおり発行した。なお、本年度の事業計画では、28号までの発行となっていたが、事業のカウントを発行ベースではなく年度内の企画ベースに変更したため、4月に企画が終了している29号を下記のとおり掲載している。

第25号 鑑定実務の現状と課題

第26号 介護・福祉サービス契約の締結

第27号 補助の活用に向けて

第28号 成年後見制度利用支援事業

第29号 法人後見の現状と課題

組織・会議：企画委員会を年4回開催、各ブロック企画委員会を年1回開催、編集委員会への企画委員派遣年4回実施

(4)「成年後見六法」の発行

「成年後見六法(2010年版)」発行に向けて、本年度は登載資料等の打合せを行った。